明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八）　二
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）　四
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇）　五
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三一）　五
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三二）　五
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府八）　五
○公認会計士法施行規則及び公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同九）　二四一
〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　二四八
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　二五四
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　二六三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　二七三
〔省　令〕
○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　二四一
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九）　二五一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二三四）　二五七
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二三五）　二五二
〔官庁報告〕
国家試験
全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　二五二

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二八号）（原子力規制委員会）

1　発電用原子炉に係る長期施設管理計画の認可を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

3　この政令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行することとした。

**◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二九号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

**◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三〇号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　金融商品取引業者等と金融商品取引契約を締結した顧客が当該金融商品取引契約の解除を行うことができる期間の起算日を定めることとした。（金融商品取引法施行令第一六条の三関係）

2　農林水産大臣及び経済産業大臣との協議の対象に金融商品取引法第三七条の三第二項に係る内閣府令を定める場合を追加することとした。（金融商品取引法施行令第三七条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。